障害者福祉のしおり

加　東　市

■□■　もくじ　■□■

・障害程度別該当事業一覧

１．相談の窓口----------

加東市福祉事務所……1
障害者相談支援センター……1
加東市の福祉の関係窓口……1
加東市社会福祉協議会……2
加東市ボランティアセンター……2
北はりま成年後見支援センター……2
兵庫県加東健康福祉事務所……3
兵庫県の関係機関……3
西脇公共職業安定所……4
民生委員・児童委員……4
身体障害者相談員……5
知的障害者相談員……5
精神障害者相談員……6

２．手帳制度----------

身体障害者手帳（身体障害）……7
療育手帳（知的障害）……9
精神障害者保健福祉手帳（精神障害）…11

３．医療----------

重度障害者（児）医療費の助成……14
高齢重度障害者医療費の助成……15
自立支援医療（育成医療）……16
自立支援医療（更生医療）……16
自立支援医療（精神通院医療）……17
難病等の医療費助成……18

４．年金・手当等----------

障害基礎年金／障害厚生年金……20
特別障害者手当……20
障害児福祉手当……20
重度心身障害者（児）介護手当……21
特別児童扶養手当……21
加東市福祉年金……21
加東市制度的無年金障害者福祉給付金…21
心身障害者扶養共済制度……22

５．税の軽減----------

所得税……24
市民税……24
事業税……24
相続税……24
贈与税……24
マル優……24
自動車税……25
軽自動車税……25

６．公共料金などの割引----------

交通運賃の割引……26
福祉タクシー制度……27
デマンド型交通事業……28
障害者タクシー運賃の割引……28
有料道路通行料の割引……29
ＮＨＫ受信料の減免……30
携帯電話使用料の割引……30
電話番号案内……31
点字郵便物等の郵便料の減免……31
青い鳥郵便はがき……31
市営施設使用料の割引……32
はり・きゅう・あんま等施術利用券…32

７．自動車----------

身体障害者自動車運転免許取得費助成…33
自動車改造費の助成……33
駐車禁止除外指定車標章交付……34
兵庫ゆずりあい駐車場制度……34

８．補装具・日常生活用具----------

補装具の購入・借受け・修理……36
日常生活用具の給付……37
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付…41
軽・中度難聴児補聴器購入費の助成…41
介護用品の給付……42
福祉用具・福祉車両の貸出……42

９．在宅生活・介護支援等----------

訪問入浴サービス……43
訪問看護利用料助成制度……43
障害者総合支援法による障害福祉サービス…44
児童福祉法による障害児通所支援サービス…46
居宅生活支援事業……47
手話通訳派遣事業・要約筆記者派遣事業…47
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業…47
日常生活自立支援事業……48
緊急通報システム事業……48
避難行動要支援者名簿への登録……49
NET119緊急通報システムへの登録…50

１０．サービス利用料----------

利用者負担額の上限……51　高額障害福祉サービス等給付費……52

１１．助成金・貸付金----------

住宅改造・改修費の助成……53　在宅重度障害者(児)生活環境改善資金貸付
生活福祉資金の貸付……53　…54

１２．その他のサービス----------

ﾍﾙﾌﾟﾏｰｸ･ﾍﾙﾌﾟｶｰﾄﾞの交付……55

１３．市内の事業所等----------

計画相談支援事業所　……56
就労継続支援Ｂ型事業所……57
就労選択支援……59
生活介護事業所……59
共同生活援助事業所……60
訪問系サービス事業所……61
地域活動支援センター……61
日中一時支援事業所……62
児童発達支援……62
保育所等訪問支援……62
放課後等デイサービス……63
北播磨こども発達支援センター事務組合
わかあゆ園……64
精神保健福祉交流サロン……64

障害程度別該当事業一覧

			医療					年金・手当等							税の軽減					公共料金等の割引									自動車				装具		在宅生活・介護支援、施設等									助成金・貸付金		
			重度障害者（児）医療費の助成	高齢重度障害者医療費の助成	自立支援医療（育成医療）	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（精神通院医療）	障害基礎年金	特別障害者手当	障害児福祉手当	重度心身障害者（児）介護手当	特別児童扶養手当	加東市福祉年金	心身障害者扶養共済制度	所得税・市民税・相続税の軽減	事業税の軽減	贈与税の非課税	自動車税の減免	軽自動車税の減免	鉄道運賃・バス運賃等の割引	福祉タクシー制度	デマンド型交通事業	障害者タクシー運賃の割引	有料道路通行料割引	ＮＨＫ受信料の減免	携帯電話使用料の割引	市営施設使用料の割引	はり・きゅう・あんま等施術利用券	運転免許取得費助成	自動車改造費助成	駐車禁止除外指定車標章交付	兵庫ゆずりあい駐車場制度	補装具の購入・借受け・修理	日常生活用具の給付	訪問入浴サービス	障害福祉サービス	障害児通所支援サービス	移動支援・日中一時支援	手話通訳者・要約筆記者の派遣	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	日常生活自立支援事業	緊急通報システム事業	ＮＥＴ１１９緊急通報システム	住宅改造・改修費の助成	生活福祉資金貸付	生活環境改善資金貸付
掲載ページ			14	15	16	16	17	20	20	20	21	21	21	22	24	24	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	32	32	33	33	34	34	36	37	43	44	46	47	47	47	48	48	50	53	53	54
身体障害者手帳	視覚障害者	1	○	○	△	△		△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	△	△	△	○	○	△			△	△	△	△	△	△	△				△		△	△	○
		2	○	○	△	△		△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	△	△	△	○	○	△			△	△	△	△	△	△	△				△		△	△	○
		3			△	△		△				○	○	○	○			△	△	○		○	○	△	△	△	○	○	△			△	△	△	△	△	△	△						△	△	
		4			△	△						△	○		○			△	△	○		○	○	△	△	△	○	○	△			△	△	△	△	△	△	△						△	△	
		5			△	△							○		○				△	○			○	△	△	△	○	○	△				△	△	△	△	△	△	△						△	△	
		6			△	△							○		○				△	○			○	△	△	△	○	○	△				△	△	△	△	△	△	△						△	△	
	聴覚又は平衡機能障害	2	○	○	△	△		△	△	△	△	○	○	○	○		○	△	△	○	○	○	○	△	△	△	○	○	△			△	△	△	△	△	△		○				○	△	△	○
		3			△	△		△				○	○	○	○			△	△	○		○	○	△	△	△	○	○	△			△	△	△	△	△	△		○				○	△	△	
		4			△	△						△	○		○			△	△	○			○	△	△	△	○	○	△				△	△	△	△	△		○				○	△	△	
		5			△	△							○		○			△	△	○		○	○	△	△	△	○	○	△			△	△	△	△	△	△		○				○	△	△	
		6			△	△							○		○				△	○			○	△	△	△	○	○	△				△	△	△	△	△		○				○	△	△	
	音声言語	3			△	△		△				○	○	○	○			△	△	○			○	△	△	△	○	○	△				△	△	△	△	△		○	△			○	△	△	
		4			△	△						△	○		○				△	○			○	△	△	△	○	○	△				△	△	△	△	△		○	△			○	△	△	
	肢体不自由 上肢・下肢・体幹	1	○	○	△	△		△	△	△	△	○	○	○	○		○	△	△	○	○	○	○	△	△	△	○	○	△	△		△	△	△	△	△	△	△			△		△	△	△	○
		2	○	○	△	△		△	△	△	△	○	○	○	○		○	△	△	○	○	○	○	△	△	△	○	○	△	△		△	△	△	△	△	△	△			△		△	△	△	○
		3			△	△		△				○	○	○	○			△	△	○		○	○	△	△	△	○	○	△	△		△	△	△	△	△	△							△	△	
		4			△	△						△	○		○			△	△	○		○	○	△	△	△	○	○	△	△		△	△	△	△	△	△							△	△	
		5			△	△							○		○			△	△	○		○	○	△	△	△	○	○	△	△		△	△	△	△	△	△							△	△	
		6			△	△							○		○			△	△	○		○	○	△	△	△	○	○	△	△		△	△	△	△	△	△							△	△	
	内部障害	1	○	○	△	△		△	△	△	△	○	○	○	○		○	△	△	○	○	○	○	△	△	△	○	○	△			△		△	△	△	△				△		△	△	△	○
		2	○	○	△	△		△	△	△	△	○	○	○	○		○	△	△	○	○	○	○	△	△	△	○	○	△			△		△	△	△	△				△		△	△	△	○
		3			△	△		△				○	○	○	○			△	△	○			○	△	△	△	○	○	△			△		△	△	△	△							△	△	○
		4			△	△						△	○		○			△	△	○			○	△	△	△	○	○	△			△		△	△	△	△							△	△	
	免疫	1	○	○	△	△		△	△	△	△	△	○		○		○	△	△	○	○	○	○	△	△	△	○	○	△			△			△	△	△				△		△	△	△	○
		2	○	○	△	△		△	△	△	△	△	○		○		○	△	△	○	○	○	○	△	△	△	○	○	△			△			△	△	△				△		△	△	△	○
		3			△	△		△				△	○		○			△	△	○			○	△	△	△	○	○	△			△			△	△	△							△	△	
		4			△	△							○		○				△	○			○	△	△	△	○	○	△			△			△	△	△							△	△	
手帳 療育		A	○	○			△	△	△	△	△	○	○	○	○		○	△	△	○	○	○	○	△	△	△	○					△		△		△	△	△			△			△	△	○
		B1					△	△				△	○	○	○			△	△	○			○		△	△	○									△	△	△			△			△	△	
		B2					△	△				△	○	○	○				△	○			○		△	△	○									△	△	△			△			△	△	
手帳 障害者 精神		1	○	○			○	△	△	△		△	○	○	○		○	△	△	△	○	○			△	△	△					△		△	△	△	△			△				△	
		2					○	△				△	○	○	○				△	△					△	△	△								△	△	△			△				△	
		3					○	△					○	○	○				△	△					△	△	△								△	△	△			△				△	
難病																																△	△	△		△	△									
所得制限			有	有	有	有		有	有	有	有	有									有							有	有	有			有	有											有		

詳細は警察署でご確認ください

○印はおおむね全ての方が対象となり、△印は一部の方のみが対象となります。事業によって年齢・所得・等級（程度）等に制限がありますので、詳しい内容等は直接、担当窓口にお問い合わせください。

１．相 談 の 窓 口

加東市福祉事務所　　加東市社５０　市役所１階　社会福祉課　TEL43-0409

身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者の援護・育成・更生についての相談助言を行います。

加東市障害者虐待防止センター
加東市社５０　市役所１階　社会福祉課内　TEL43-0409

障害のある方に対する虐待に関する相談・通報を受け付け、解決のための対応や支援を行います。

加東市基幹相談支援室
加東市社５０　市役所１階　社会福祉課内　TEL27-7103

障害のある方やその家族の方々、支援者からの相談に応じ、総合的・専門的な相談支援を行います。

障害者相談支援センター　＜加東市障害者相談支援センター　つむぎ＞
加東市社 25 ラポートやしろ２階　TEL42-0806

さまざまな障害のある方の相談に応じ、情報提供やアドバイスのほか、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていけるように支援を行います。

加東市の福祉の関係窓口

福祉総合相談窓口　加東市社５０　市役所１階　福祉総務課内　TEL43-0408

障害・高齢等を問わず福祉に関する相談に総合的に応じます。また、福祉総務課内の子育てスマイルセンターでは、児童福祉の相談に応じます。

市役所内には在宅サービス総合相談窓口としての地域包括支援センター、健康づくりを推進する保健センター（健康課）があります。

加東市地域包括支援センター
加東市社５０　市役所１階　高齢介護課内　TEL43-0431

高齢者の総合相談の拠点です。高齢者が住みなれた地域でいきいきとした生活を送れるよう、関係機関とともに支援していきます。

１．相談の窓口

加東市保健センター（健康課）　加東市社５０　市役所２階　TEL42-2800

赤ちゃんから高齢者まで市民一人ひとりが生涯を通じて、“イキイキ”と幸せを実感できる健康なまちづくりを目指し、住民に身近な保健サービスを提供しています。
また、健康課内の子育てスマイルセンターでは、母子保健の相談に応じます。

加東市発達サポートセンター「はぴあ」　加東市木梨１１２９　TEL27-8100

発達障害児・者をはじめとした支援の必要な方がその人らしく生活できることを目指し、発達検査等を通して適切な関わり方等についての相談を行っています。

加東市社会福祉協議会

地域福祉の推進を目的に、住民が主体となり「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指し活動しています。また、ボランティア活動などを通じて、障害者（児）を支援し、相談に応じています。

本部・社支部（加東市社 26　社福祉センター内　TEL42-2006）
滝野支部　（加東市下滝野 1283-1　はぴねす滝野内　TEL48-0800）
東条支部　（加東市岡本 1571-1　とどろき荘内　TEL46-0911）

加東市ボランティアセンター

ボランティア活動を普及することを目的に、ボランティアの育成・支援や活動に関する登録・相談を行っています。相談窓口は加東市社会福祉協議会で、本部・各支部の事務所に開設されています。また、ボランティア(支援)を希望する相談も受け付けています。
（場所・電話番号は社会福祉協議会と同じです）

北はりま成年後見支援センター　＜加西市社会福祉協議会＞

加西市北条町古坂１０７２－１４ 加西市健康福祉会館１階　TEL0790-42-5111

認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分でない方が安心して暮らしていくことができるよう、成年後見制度に関する相談支援を行っています。
加西市・加東市・多可町の２市１町が共同し、「北はりま成年後見支援センター」の業務を行っています。

兵庫県加東健康福祉事務所
加東市社１０７５－２　社総合庁舎別館　TEL42-5111

地域保健課

難病をお持ちの方の相談や、指定難病や小児慢性特定疾病等の特定医療費受給者証の申請相談や交付を行っています。また、精神疾患等のこころの病気や、ひきこもり、アルコールやギャンブル等の依存症の相談なども行っています。

兵庫県加東こども家庭センター
加東市下滝野１２６９－２　旧滝野庁舎２階　TEL27-8250

１８歳未満の児童と家庭に関するさまざまな問題について、医師・児童福祉司・心理判定員が、児童福祉法に基づく施設入所・診断・判定その他必要な相談指導を行います。

兵庫県立身体障害者更生相談所
神戸市西区曙町１０７０　TEL078-927-2727

身体障害者手帳の審査や補装具（車いす、補聴器等）、人工関節・透析等の更生医療の要否など、専門的な判定・相談を行っています。

兵庫県立知的障害者更生相談所
神戸市中央区坂口通２－１－１　TEL078-242-0737

１８歳以上の知的障害者の自立と社会参加を支援するため療育手帳の判定・交付・相談を行っています。

兵庫県精神保健福祉センター
神戸市中央区脇浜海岸通１－３－２ TEL078-252-4980

こころの悩みや精神的な病気等で、特に複雑困難な相談や薬物等の特定相談を行っています。

兵庫県医療的ケア児支援センター　＜医療福祉センターきずな内＞
加西市若井町字猪野８３－３１　TEL0790-44-2886

日常的に医療的なケアを必要とするお子さんとご家族が、地域、ご自宅で安心して生活できるように様々な相談をお受けしています。

１．相談の窓口

県立リハビリテーションセンター　高次脳機能障害相談窓口
神戸市西区曙町 1070　TEL078-925-9262

病気や交通事故等で、脳が損傷することにより言語や記憶障害等が起こる「高次脳機能障害」に対する相談を受けて、解決方法を一緒に考えます。

北播磨障害者就業・生活支援センター
三木市緑ヶ丘町本町２－３　TEL0794-84-1018

北播磨地域にお住まいの障害のある方への就労支援を行っています。

西脇公共職業安定所
西脇市西脇８８５－３０ TEL22-3181・労働基準監督署TEL22-3366

障害のある方への職業紹介について、専門援助部門で相談・斡旋などを行っています。

民生委員・児童委員

障害者（児）などの自立更生に向けた相談に応じ、関係機関との協力のもとに、社会福祉の増進に努めています。

各地区担当の民生・児童委員については、**福祉総務課（TEL43-0408）**にお問い合わせください。

身体障害者相談員

◎相談員への連絡、紹介は福祉事務所が行いますので、相談を希望される方は受付窓口である社会福祉課（TEL43-0409）にご連絡ください。

下記のとおり身体障害者相談窓口を開設しています。

毎月 第３金曜日　10:00～11:30　社福祉センター
毎月 第２金曜日　10:00～11:30　はぴねす滝野
毎月 第４金曜日　10:00～11:30　東条公民館

身体障害者やその家族における問題について、地域での相談・助言・指導などを行っています。市内では次の方々が市長から委託されています。

氏　　名	住　　所
山本　二三秋	加東市家原
平松　千百美	加東市社
石原　敬三	加東市永福

知的障害者相談員

◎相談員への連絡、紹介は福祉事務所が行いますので、相談を希望される方は受付窓口である社会福祉課（TEL43-0409）にご連絡ください。

下記のとおり知的障害者相談窓口を開設しています。

毎月 第３金曜日　13:30～15:00　社福祉センター

知的障害者やその家族における問題について、地域での相談・助言・指導などを行っています。市内では次の方々が市長から委託されています。

氏名	住所
大西　ひとみ	加東市新町
河島　小百合	加東市黒谷

精神障害者相談員

◎相談員への連絡、紹介は福祉事務所が行いますので、相談を希望される方は受付窓口である社会福祉課（℡43-0409）にご連絡ください。

下記のとおりこころの病気・障害相談窓口を開設しています。
毎月 第３金曜日　13:30～15:00　　社福祉センター

精神障害者やその家族における問題について、地域での相談・助言・指導などを行っています。市内では次の方々が県知事から委嘱されています。

氏名	住所
亀野　恵子	加東市上中
小紫　祥子	加東市東古瀬
松本　三津子	加東市北野
井上　順美	加東市西古瀬

２．手帳制度

身体障害者手帳（身体障害）

身体障害者手帳は、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語、そしゃく機能、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫機能に一定以上の障害がある方と認められる方に交付される手帳です。

身体障害者（児）が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳として、下表の障害のある方に兵庫県から交付されます。原則、症状が固定していなければ交付されません。

障害の程度

手帳の等級には１級～６級があります。
肢体不自由１部位の７級だけでは手帳は交付されません。

視覚障害	１級～６級
聴覚障害	２級～４級・６級
平衡機能障害	３級・５級
音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害	３級・４級
肢体不自由（上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	１級～７級
肢体不自由（体幹）	１級～３級・５級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害（内部機能障害）	１級・３級・４級
肝臓機能障害	１級～４級
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害	１級～４級

交付申請の流れ

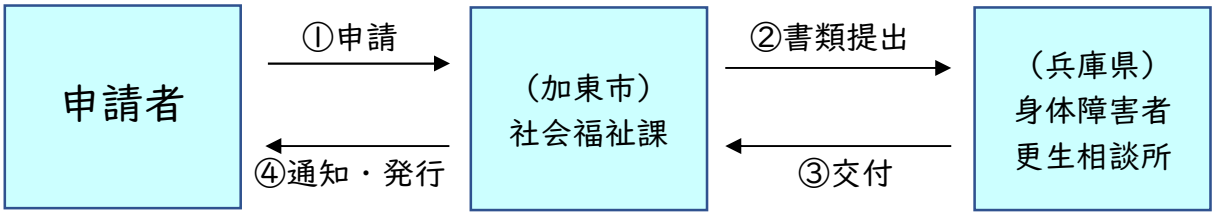

２．手帳の制度

申請に必要なもの

申請の種類	内容	必要なもの
新規申請	新たに申請をするとき	・診断書（指定医による指定様式） ・写真（上半身 無帽 縦４㎝×横３㎝）１枚 ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
再交付	障害の程度が変化したとき又は手帳を紛失･破損したとき	・身体障害者手帳（級変更、破損の場合） ・診断書（級変更の場合） ・写真（上半身 無帽 縦４㎝×横３㎝）１枚 ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
居住地・氏名変更	住所や氏名が変わったとき又は市外から転入してこられたとき **※市外へ転出されたときは、転出先市区町村に届け出てください**	・身体障害者手帳 ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
返還	手帳の交付を受けた方が死亡したとき又は障害がなくなったとき	・身体障害者手帳 ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード

窓口：社会福祉課（市役所１階）　℡43-0409

療育手帳（知的障害）

療育手帳とは、知的障害のある方に対して一貫した指導・相談を行うとともに、障害福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。知的障害者更生相談所又は加東こども家庭センターにおいて、知的障害者（児）と判定された方に兵庫県から交付されます。

知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね１８歳未満）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な支援が必要とする状態にあるものです。

障害の程度

知能測定値、社会性、基本的生活能力などを年齢に応じて総合判定するもので、
Ａ【重度】・Ｂ（１）【中度】・Ｂ（２）【軽度】に区分されます。

＜療育手帳の障害程度＞

区分	基準
Ａ 【重度】	自他の意思の交換及び環境への適応が困難であって、基本的な日常生活に絶えず注意と介助を必要とし、成人になっても自立困難とされるもの。
Ｂ（１） 【中度】	新しい事態の変化に適応する能力に乏しく、他人の助けや指導によって、自己の身辺のことがらを処理しうるもの。 なお、精神面がＢ（２）であっても、その他の面でＡに該当するものがあれば、総合判定はＢ（１）とする。
Ｂ（２） 【軽度】	日常生活にさしつかえない程度に自ら身辺のことがらを処理できるが、抽象的な思考推理が困難なもの。 なお、兵庫県では、知的障害を伴わないが、発達障害と診断され、かつ自他の意思の交換及び環境への適応が困難である等により療育又は日常生活上の支援が必要と認めた人にも療育手帳（Ｂ（２））を交付しています。

交付申請の流れ

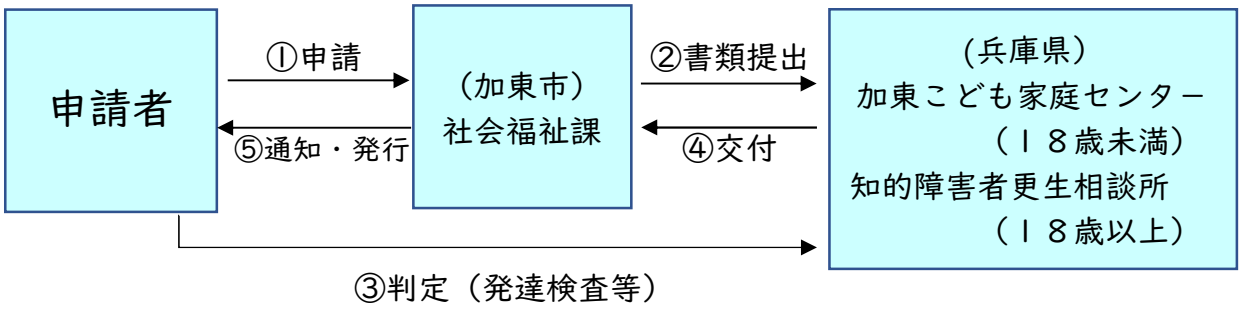

２．手帳の制度

申請に必要なもの

申請の種類	内容	必要なもの
新規申請	新たに申請をするとき ※後日、知的障害者更生相談所又は、加東こども家庭センターで判定を受けます	・写真（上半身 無帽　縦４㎝×横３㎝）１枚 ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード ※１８歳以上の方は、申請時に市の担当職員が生育歴等を保護者から聞き取り「調査表」を作成しますので、母子健康手帳・通院服薬履歴・成績表・サポートファイル等をご持参ください
更新	手帳に次回の判定時期の記載があるとき ※次回判定時期の**３か月前**を目安にしてください ※市役所から判定時期の連絡はしません	・療育手帳 ・写真（上半身 無帽 縦４㎝×横３㎝）１枚 ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード ※１８歳以上の方の更新手続は、申請時に調査が必要です
再交付	手帳を紛失又は破損したとき	・療育手帳（破損の場合） ・写真（上半身 無帽 縦４㎝×横３㎝）１枚
居住地・氏名変更	住所や氏名が変わったとき ※県外・神戸市・尼崎市・明石市（尼崎市・明石市については 18 歳未満に限る）から転入の場合は、新規申請が必要です	・療育手帳
返還	手帳の交付を受けた方が死亡したとき又は県外・神戸市・尼崎市・明石市（尼崎市・明石市については 18 歳未満に限る）へ転出したとき	・療育手帳

窓口：社会福祉課（市役所１階）　TEL43-0409

精神障害者保健福祉手帳（精神障害）

精神障害者保健福祉手帳は、何らかの精神疾患により長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方で、統合失調症、うつ病、躁うつ病などの気分障害、てんかん、薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症、高次脳機能障害、発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）及びその他の精神疾患が一定以上の精神障害の状態にあることを認定するものです。

精神疾患を有する方が、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳として、一定程度の精神障害の状態にある方に、兵庫県から交付されます。

障害の程度

障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから１級、２級及び３級とし、各級の障害の状態は、それぞれ次に定めるとおりです。

１級	精神障害であって日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする程度のもの
２級	精神障害であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
３級	精神障害であって日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

交付申請の流れ

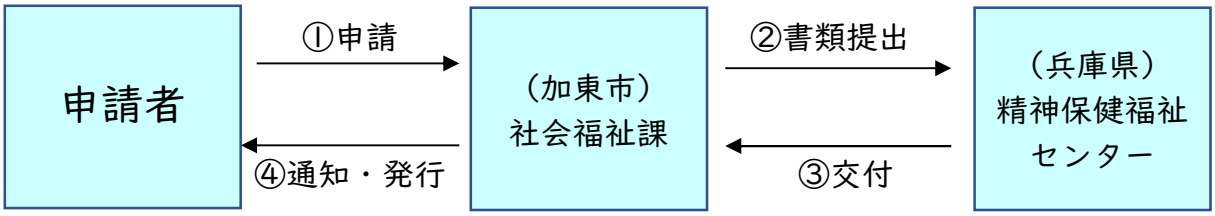

２．手帳の制度

申請に必要なもの

申請の種類	内容	必要なもの
新規申請	新たに申請をするとき	・手帳用診断書又は障害年金証書 （精神障害を支給事由とするもの） ※手帳用診断書は、精神保健指定医その他精神障害者の診断又は治療に従事する医師が、初診日から６か月以上経過した時点で作成したもので、申請日の３か月以内の日付のもの。 ・直近の年金振込通知書及び同意書 （年金証書による申請の場合のみ） ・写真（上半身 無帽 縦４㎝×横３㎝）１枚 ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
更新	継続して手帳所持するとき ※手帳の有効期限は交付日から**２年** ※２年ごとに更新の手続が必要です ※有効期限の**３か月前**から手続ができます ※市役所から更新時期の連絡はしません	・精神障害者保健福祉手帳 ・手帳用診断書又は障害年金証書 （精神障害を支給事由とするもの） ・直近の年金振込通知書及び同意書 （年金証書による申請の場合のみ） ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード ※ 判定の結果、等級が変更される場合、写真が必要となります。別途連絡しますので、連絡がありましたら提出してください
再交付	手帳を紛失又は破損したとき	・精神障害者保健福祉手帳 （破損した場合） ・写真（上半身 無帽 縦４㎝×横３㎝）１枚 ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
等級変更	障害の程度が変わったり、新たに障害が加わったとき	・精神障害者保健福祉手帳 ・手帳用診断書又は障害年金証書 （精神障害支給事由とするもの） ・直近の年金振込通知書及び同意書 （年金証書による申請の場合のみ） ・写真（上半身 無帽 縦４㎝×横３㎝）１枚 ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード

申請の種類	内容	必要なもの
居住地・氏名変更	住所や氏名が変わったとき ※神戸市･県外からの転入の場合は、交付申請も必要	・精神障害者保健福祉手帳 ・写真（上半身 無帽 縦４㎝×横３㎝）１枚 （神戸市・県外からの転入の場合のみ） ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
返還	手帳の交付を受けた方が死亡したとき又障害に該当しなくなったとき	・精神障害者保健福祉手帳

窓口：社会福祉課（市役所１階）　℡43-0409

３．医　療

重度障害者（児）医療費の助成

病院などで診察を受けた場合などに、健康保険の自己負担額を公費で助成します。

対象者

※所得制限があります。
市内に住所があり、後期高齢者医療保険に加入されていない方で、下記のいずれかの手帳をお持ちの方

① 身体障害者手帳……１～２級
② 療育手帳……Ａ（重度）判定
③ 精神障害者保健福祉手帳……１級

※乳幼児等医療費受給者証・こども医療費受給者証をお持ちの方はそちらが優先されます。

外来

１医療機関１日 600 円（低所得世帯 400 円）を限度に月２回まで自己負担

入院

定率１割負担で１か月の負担限度額 2,400 円（低所得世帯 1,600 円）まで自己負担

※所得制限基準は、本人・配偶者・扶養義務者の市町村民税所得割税額の合計額が 23 万５千円未満
※低所得世帯とは、世帯全員が市町村民税非課税で、かつ、公的年金等の収入金額とそれ以外の所得を加えた合計額が 80 万 9,000 円以下の世帯
※連続して３か月を超えて入院の場合は、４か月目以降は無料
※令和８年７月以降の診療については、他の国公費負担医療制度（自立支援医療、指定難病等）の受給者である場合、当該制度を利用したうえで併用可能
※精神障害者保健福祉手帳１級により対象となった方は、精神疾患による診療を除く一般診療が対象（令和８年７月以降の精神疾患による診療については、自立支援医療（精神通院医療）を利用したうえで併用可能）

申請に必要なもの

・医療保険の資格情報が確認できるもの
（マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか）
・障害者手帳（上記①～③のいずれかに該当するもの）

窓口：保険医療課　℡43-0501

高齢重度障害者医療費の助成

後期高齢者医療制度の対象者が支払う一部負担金相当額を助成します。
（後期高齢者医療制度の対象でない方は重度障害者医療費助成制度の対象）

対象者

※所得制限があります。
市内に住所があり、後期高齢者医療保険に加入している方で、下記のいずれかの手帳をお持ちの方

① 身体障害者手帳……１～２級
② 療育手帳……Ａ（重度）判定
③ 精神障害者保健福祉手帳……１級

外来

１医療機関１日 600 円（低所得世帯 400 円）を限度に月２回まで自己負担

入院

定率１割負担で１か月の負担限度額 2,400 円（低所得世帯 1,600 円）まで自己負担

※所得制限基準は本人・配偶者・扶養義務者の市町村民税所得割税額の合計額が２３万５千円未満
※低所得世帯とは、世帯全員が市町村民税非課税で、かつ、公的年金等の収入金額とそれ以外の所得を加えた合計額が 80 万 9,000 円以下の世帯
※連続して３か月を超えて入院の場合は、４か月目以降は無料
※令和８年７月以降の診療については、他の国公費負担医療制度（自立支援医療、指定難病等）の受給者である場合、当該制度を利用したうえで併用可能
※精神障害者保健福祉手帳１級により対象となった方は、精神疾患による診療を除く一般診療が対象（令和８年７月以降の精神疾患による診療については、自立支援医療（精神通院医療）を利用したうえで併用可能）

申請に必要なもの

・医療保険の資格情報が確認できるもの
（マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか）
・障害者手帳（上記①～③のいずれかに該当するもの）

窓口：保険医療課　TEL43-0501

自立支援医療（育成医療）

障害を軽減あるいは除去するために必要な医療を指定医療機関で受けられます。
なお、自己負担は原則１割ですが、受診者の属する世帯（同一医療保険の加入者）の所得課税状況に応じて上限額が定められています。

対象者

１８歳未満の身体に障害のある児童、又は当該障害・現存する疾患に係る医療を行わないとき、将来において障害を残すと認められ、手術等により確実な治療効果が期待できる児童

申請に必要なもの

・医師意見書（社会福祉課に専用の様式があります）
・保険の資格情報が確認できるもの（下記①～③のいずれか）
　①資格確認書、②資格情報のお知らせ
　③マイナ保険証（窓口でマイナポータルにログインする必要があります）
・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
・障害年金の振込通知書もしくは通帳（障害年金受給者のみ）

窓口：社会福祉課　TEL43-0409

自立支援医療（更生医療）

生活上の便宜を増すために障害を軽くすることや、機能を回復することを目的とした医療を指定医療機関で受けられます。心臓等の手術を要する医療等、対象となる医療は限られています。なお、自己負担は原則１割ですが、受診者の属する世帯（同一医療保険の加入者）の所得課税状況に応じて上限額が定められています。

対象者

１８歳以上の身体障害者手帳を所持する方

申請に必要なもの

・医師意見書（社会福祉課に専用の様式があります）
・保険の資格情報が確認できるもの（下記①～③のいずれか）
　①資格確認書、②資格情報のお知らせ
　③マイナ保険証（窓口でマイナポータルにログインする必要があります）
・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
・障害年金の振込通知書もしくは通帳（障害年金受給者のみ）

窓口：社会福祉課　TEL43-0409

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患で医療機関へ通院されている方は、申請することで公費負担制度が適用されます。なお、自己負担は原則１割ですが、受診者の属する世帯（同一医療保険の加入者）の所得課税状況に応じて上限額が定められています。有効期間は１年間で、継続を希望される場合は更新申請が必要です。有効期限の３か月前から更新手続ができますので、お早めにお越しください。
※市役所から更新時期の連絡はいたしませんのでご注意ください。

申請に必要なもの

・自立支援医療（精神通院医療）受給者証（更新・変更・返還申請の場合）
・医師の診断書　（更新申請の場合、医師の診断書は２年に１回の提出になります）
　※医師の診断書の用紙は、市役所社会福祉課にあります。
・保険の資格情報が確認できるもの（下記①～③のいずれか）
　①資格確認書、②資格情報のお知らせ
　③マイナ保険証（窓口でマイナポータルにログインする必要があります）
・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
・障害年金の振込通知書もしくは通帳（障害年金受給者のみ）

窓口：社会福祉課　TEL43-0409

３．医療

自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）の上限額

所得課税状況による上限額は下表のとおりです。

区分	対象となる世帯	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	０円・自己負担なし
低所得１	（令和８年６月まで） 市町村民税非課税世帯で障害者の年収が８０万９，０００円以下 （令和８年７月以降） 市町村民税非課税世帯で障害者の年収が８２万６，５００円以下	２，５００円
低所得２	市町村民税非課税世帯で低所得１以外	５，０００円
中間的な所得	市町村民税課税世帯で市町村民税額（所得割）が２３万５，０００円未満	医療保険の自己負担限度額と同額（※１）
一定以上所得	市町村民税課税世帯で市町村民税額（所得割）が２３万５，０００円以上	自立支援医療費支給の対象外（※２※３）

※１　重度かつ継続に該当する方は、世帯の市町村民税額によって上限額（5,000 円又は 10,000 円）が設けられます。

※２　経過的特例の適用範囲の場合、重度かつ継続に該当する方は、自己負担割合が、３割→１割（上限２万円）になります。

※３　経過的特例が延長されなかった場合は、支給認定期間は令和９年３月 31 日までとなり、令和９年４月１日以降は本制度による医療費助成を受けることができません。

～「世帯」とは～

自立支援医療でいう世帯とは、実際に医療を受ける人と同じ医療保険に加入している家族のことです。一緒に住んでいる家族でも違う医療保険に入っている場合、ここでは、別の世帯として扱います。

難病等の医療費助成

指定医の診断に基づき県に申請し、認定されると「特定医療費（指定難病）受給者証」・「小児慢性特定疾病医療受給者証」が交付され、指定医療機関における医療費の自己負担の一部が助成されます。

診断や病状について一定の基準を満たす必要がありますので、申請にあたっては、事前に医師へご相談ください。

病状や所得により、自己負担額（月額）が変わります。受給者証の有効期間は原則１年で、毎年の更新申請が必要です。

医療費助成	対象となる疾病
指定難病（348 疾病）	対象疾病の詳細については、加東健康福祉事務所へお問い合わせください。 下記ホームページでもご確認いただけます。 ・難病情報センター ・小児慢性特定疾病情報センター
小児慢性特定疾病 （16 疾患群 801 疾病）	
県単独特定疾病	＜入院治療のみ対象＞ 突発性難聴、ネフローゼ症候群、悪性腎軟化症
先天性血液凝固因子障害等	先天性血液凝固因子欠乏症及び血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症

窓口：**兵庫県　加東健康福祉事務所　地域保健課**　TEL42-5111

障害者総合支援法の対象となる難病等

難病の方は、障害者手帳をお持ちでなくても障害福祉サービスの対象となり、必要と認められた支援が受けられます。対象となる疾病は、指定難病に加え、下記の２９疾病も対象です。

円錐角膜	加齢黄班変性	急性壊死性脳症	急性網膜壊死
原発性局所多汗症	顕微鏡的大腸炎	骨髄異形成症候群	骨髄線維症
サイトメガロウイルス角膜内皮炎	四肢形成不全	スモン	フォンタン術後症候群
先天性風疹症候群	ダウン症候群	多発性軟骨性外骨腫症	短腸症候群
突発性難聴	汎発性特発性骨増殖症	びまん性汎細気管支炎	肥満低換気症候群
ヘパリン起因性血小板減少症	ヘモクロマトーシス	ペルーシド角膜辺縁変性症	慢性膵炎
薬剤性過敏症症候群	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	ランゲルハンス細胞組織球症	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴			

※詳しくは窓口でご相談ください。

窓口：社会福祉課　TEL43-0409

４．　年金・手当等

年金

名称	受給資格者	受給要件	所得制限	支給額	窓口
障害基礎年金 (国民年金)	精神又は身体に障害を有する２０歳以上の方 ※保険料の納付に関する要件あり	重度の知的障害又は重度の身体障害・重度の精神障害 (国民年金法障害１級)	有 ※２０歳前傷病	1,059,125円／年	加東市 保険医療課 TEL43-0501
		中度の知的障害又は中度の身体障害・中度の精神障害 (国民年金法障害２級)		847,300円／年	
障害厚生年金	厚生年金保険の被保険者であった方がその期間内に生じた傷病による障害の状態が、障害認定日に障害等級表に定める１～3 級のいずれかに該当するとき ※保険料の納付に関する要件あり		無	障害の程度により額が決定	明石 年金事務所 TEL078-912-4983

手当等

名称	受給資格者	支給要件	所得制限	支給額	窓口
特別障害者手当	常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の方 ※施設に入所している場合・病院又は診療所に３か月をこえて入院している場合等を除く	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護が必要	有	30,450円／月	加東市 社会福祉課 TEL43-0409
障害児福祉手当	常時特別の介護を必要とする 20 歳未満の方 ※施設に入所している場合等を除く	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護が必要	有	16,560円／月	加東市 社会福祉課 TEL43-0409

名称	受給資格者	支給要件	所得制限	支給額	窓口
重度心身障害者(児)介護手当	重度の障害児・者を介護している方 ※施設に入所している場合・病院又は診療所に３か月を超えて入院している場合等を除く	６か月以上寝たきりの状態にあり日常生活において常時介護を必要とする重度の知的障害者又は重度の身体障害者 （１・２級かＡ）	有	100,000 円／年	加東市 社会福祉課 TEL43-0409
特別児童扶養手当	精神又は身体に障害のある 20 歳未満の子どもを監護している親又は養育者 ※施設に入所している場合等を除く	重度の精神障害又は重度の身体障害	有	58,450 円／月	加東市 子育てスマイルセンター (福祉総務課) TEL43-0408
		中度の精神障害又は中度の身体障害	有	38,930 円／月	
加東市 福祉年金	障害者手帳所持者等で、加東市に引き続き１年以上居住する者 （加東市から障害者施設に転出した者を含む）	９月１日現在において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者 障害年金１・２級を受給する精神障害者	無	１・２級 Ａ・Ｂ１ 15,000 円／年 ３・４級 Ｂ２ 8,000 円／年 ５・６級 5,000 円／年	加東市 社会福祉課 TEL43-0409
加東市 制度的無年金障害者福祉給付金	加東市に住民登録をしている障害基礎年金等の受給資格のない重度障害者又は中度障害者で、次のいずれかに該当する者 ① 昭和 57 年１月１日前に満 20 歳に達し、日本国内で外国人登録を行っていた者で、同日前に重度障害者若しくは中度障害者であったもの又は同日以降に重度障害者若しくは中度障害者となったが、障害発生原因の初診日が同日前に属するもの ② 昭和 61 年４月１日前に満 20 歳に達していた日本国籍を有する者で、同日前の海外滞在中に障害発生原因の初診日があるもの		有	昭和３１年４月１日以前生まれ 重度 1,056,120 円／年 中度 844,896 円／年 昭和３１年４月２日以降生まれ 重度 1,059,120 円／年 中度 847,296 円／年	加東市 社会福祉課 TEL43-0409

心身障害者扶養共済制度

心身障害者（児）の保護者が、相互扶助の精神に基づき、毎月掛金を納付することで、万一保護者が死亡又は重度障害になった場合に、残された心身障害者（児）に年金が支給される制度です（任意加入）。

【加入要件】

保護者の加入要件	心身障害者(児)の範囲
①障害者の保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族等）であること。 ②兵庫県内に住所があること（神戸市を除く）。 ③年齢が満 65 歳未満であること（４月１日現在）。 ④特別な疾病又は障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること。 ⑤加入限度は心身障害者（児）１人につき２口まで。	①知的障害者（児） ②身体障害者（児） （身体障害者手帳を所持し、その障害が１級から３級に該当する方） ③精神又は身体に永続的な障害を有する方で①又は②と同程度の障害と認められるもの

（注）加入者の計算年齢は４月１日現在における年齢を基準とします。
（４月５日に満６５歳になる加入者は、４月１日現在で６４歳ですから、翌年３月までは６４歳で計算されます。）

【保険料掛金】

（令和８年４月現在）

加入者の年齢	掛金月額（１口）
３５歳未満	９，３００円
３５歳以上４０歳未満	１１，４００円
４０歳以上４５歳未満	１４，３００円
４５歳以上５０歳未満	１７，３００円
５０歳以上５５歳未満	１８，８００円
５５歳以上６０歳未満	２０，７００円
６０歳以上６５歳未満	２３，３００円

【年金の支給】

加入者(保護者)が死亡又は重度障害になったとき、その月から心身障害者（児）に対し、生涯にわたって支給されます。

年金額　１口加入者　２４万円（月額　２万円）
　　２口加入者　４８万円（月額　４万円）

【弔慰金・脱退一時金の支給】

加入者より先に心身障害者（児）が死亡したときは、加入者に加入期間に応じて一時金が支給されます。また、５年以上加入した後に、加入者の申し出により脱退されたときは加入期間に応じて一時金が支給されます。

窓口：社会福祉課　TEL43-0409

５． 税の軽減

種類	内容		金額
所得税	障害者控除	本人又は生計同一配偶者、扶養親族が３～６級の身体障害者又は中・軽度の知的障害者、2･3 級の精神障害者の場合	所得控除 27 万円
	特別障害者控除	本人又は生計同一配偶者、扶養親族が１・２級の身体障害者又は重度の知的障害者、１級の精神障害者の場合	所得控除 40 万円
	同居特別障害者控除	生計同一配偶者又は扶養親族が同居を常況とする特別障害者である場合	所得控除 75 万円
市民税	障害者控除	本人又は生計同一配偶者、扶養親族が３～６級の身体障害者又は中・軽度の知的障害者、2･3 級の精神障害者の場合	所得控除 26 万円
	特別障害者控除	本人又は生計同一配偶者、扶養親族が１・２級の身体障害者又は重度の知的障害者、１級の精神障害者の場合	所得控除 30 万円
	同居特別障害者扶養控除	生計同一配偶者又は扶養親族が同居を常況とする特別障害者である場合	所得控除 53 万円
	前年の合計所得金額が 135 万円以下の障害者		非課税
事業税	重度の視覚障害者（失明又は両眼の視力 0.06 以下の者）があん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に関する事業を行う場合		非課税
相続税	相続人が障害者である場合（満 85 歳未満の方）		１年につき 10 万円（特別障害者の場合は 20 万円）×満 85 歳になるまでの年数 を控除
贈与税	特別障害者等が特定障害者扶養信託契約によって信託の受益権者になった場合		特別障害者は６千万円まで、中軽度の知的、2･3 級の精神障害者は３千万円まで非課税
マル優	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳の所持者 ※制度の利用には提出書類や確認書類の提示が必要となりますので、ご利用される金融機関にお問い合わせください。		元本又は額面 350 万円を限度として利子等非課税

種類	障害の区分	障害の級別	金額
自動車税	視覚	１級～４級	・障害の等級や運転の状況により減免の割合が異なります。 ・上限額があります。 ・障害者お１人につき１台に限ります。 ・事業用自動車は除きます。
	聴覚	２級～４級	
	平衡機能	３級、５級	
	音声機能	３級（咽頭摘出）	
	上肢	１級～３級〔本人・家族所有又は運転〕 ４級～６級〔本人が所有かつ運転〕	
	下肢	１級～６級	
	体幹	１級～３級、５級	
	上肢機能（脳原性）	１級～３級〔本人・家族所有又は運転〕 ４級～６級〔本人が所有かつ運転〕	
	移動機能（脳原性）	１級～６級	
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の機能	１級、３級、４級	
	肝臓機能	１級～３級	
	免疫機能	１級～３級	
	知的障害	療育手帳Ａ・Ｂ１〔家族運転〕	
	重度精神障害	１級〔家族運転〕	
	※ もっぱら上記の障害者の移動手段として継続的に使用される自動車で、 ・障害者又はその方と生計を同じくする親族が取得・所有し、運転する自動車 ・障害者のみの世帯の方が取得・所有し、その方を常時介護する方が運転する自動車		
軽自動車税	・身体障害者手帳等（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳）所持者又はその方と生計を同じくする方が所有し、運転する軽自動車 ・身体障害者手帳等所持者のみの世帯の方が所有し、その方を常時介護されている方が運転する軽自動車		・全額免除 ・身体障害者手帳等所持者お１人につき１台に限ります。

※自動車税、軽自動車税にかかわらず、障害者お１人につき１台に限ります。

窓口

市民税	加東市　税務課	TEL43-0396
軽自動車税		TEL43-0397
事業税・自動車税	加東県税事務所	TEL42-5111
自動車税	神戸県税事務所	TEL078-441-0305
所得税・相続税・贈与税	社税務署	TEL42-0223

６．　公共料金などの割引

対象障害について、下記のように標記します。
身体障害者：身　　知的障害者：知　　精神障害者：精　　難病患者等：難

交通運賃の割引

※交通運賃の割引率は、交通機関ごとに異なる場合があります。
利用の際に各交通機関の窓口にお問い合わせください。

１．ＪＲ・私鉄運賃　身　知　精

利用できる方	種類	割引率
第１種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	５割引
第１種障害者とその介護者又は １２歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券	障害者・介護者とも５割引 ※障害者が小児定期乗車券の該当者の場合は、介護者に対してのみ５割引
第１種、第２種障害者が単独でご利用になる場合 ※片道100kmを超えて利用する場合に限る	普通乗車券	５割引

対象者　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する方（精神障害者保健福祉手帳に第１種または第２種の記載がない場合は社会福祉課で手続きが必要です）

利用方法　切符販売窓口に手帳を提示

２．バス運賃（兵庫県下のバス）　身　知

利用できる方	割引率
第１種障害者、療育Ａ（介護付）	障害者・介護者とも　５割引
第２種障害者、療育Ｂ１・Ｂ２（単独）	障害者が　５割引

対象者　身体障害者手帳もしくは、療育手帳を所持する方

利用方法　バス運賃支払い時に手帳を提示
※定期券の場合、健常者の３割引（学割対象者も同じ）

３．国内航空運賃（国際線は対象外）　身　知　精

年齢	満１２歳以上の方
適用範囲	本人の単独利用及び本人と同乗する介護者１名に適用
割引率	航空会社又は路線により異なりますので、ご利用の航空会社にお問い合わせください。

対象者　身体障害者手帳、療育手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳を所持する方

利用方法　航空券販売所の窓口に手帳を提示

４．汽船運賃

船会社によって割引が異なりますので、利用される前に船会社へ問い合わせてください。

福祉タクシー制度　身　知　精

要介護認定者や、重度の障害をもつ方にタクシーの利用券を交付します。
（毎年申請が必要）

対象者　加東市に住民登録があり、以下のいずれかに該当する方。（施設入所者除く）

① 要介護１以上の認定を受けた方
② 身体障害者手帳１・２級の方
③ 療育手帳Ａ判定の方
④ 精神障害者保健福祉手帳１級の方

内容　年間 15,000 円（500 円×30 枚）
枚数制限なしで利用可能

窓口：高齢介護課　TEL43-0440

デマンド型交通事業　身　知　精

高齢者等を対象に、タクシーによる移動支援を行います。

利用者登録が必要です！

対象者　加東市に住民登録があり、以下のいずれかに該当する方で利用者登録がお済みの方（ご自身又は介助者の介添えにより、乗車できる方に限ります。）

①７５歳以上の方
②６５歳以上で運転免許証を返納した方（運転経歴証明書を所持している方）
③要介護、要支援の認定を受けている方
④下記の障害者手帳を所持する方
(1)身体障害者手帳１・２級
又は身体障害者手帳区分の障害等級が下記の方
・視覚障害３・４級　　・平衡機能障害３・５級
・肢体不自由（下肢・体幹・移動機能障害）３・４・５・６級
(2)療育手帳Ａ判定
(3)精神障害者保健福祉手帳１級

※乗降場所など利用に制限があります。詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

窓口：高齢介護課　℡43-0440

障害者タクシー運賃の割引　身　知

兵庫県タクシー協会が、身体障害者手帳又は療育手帳を所持する方に、運賃の１割引を行っています。　※一部適用されない場合もあります。

対象者　身体障害者手帳もしくは、療育手帳を所持する方

利用方法　乗務員に手帳を提示して割引を受けてください
（割引の適用範囲は兵庫県下です）

問い合わせ先：一般社団法人　兵庫県タクシー協会
神戸市中央区磯辺通２丁目２番１０号　℡078-862-9292

有料道路通行料の割引　身　知

身体障害者手帳又は療育手帳を所持する方が、自ら又は介護者が運転して有料道路を通行する場合、通行料金が半額になります（一部対象外の道路もあります）。

※事前に申請が必要です

対象者

①身体障害者本人が運転する場合
②第１種身体障害者手帳又は療育手帳（Ａ判定）所持者を乗せて介護者が運転する場合

対象車両

・障害者本人・配偶者・直系血族及びその配偶者・兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等（又は障害者本人を継続して日常的に介護している方）が所有する個人名義の自動車

（障害者１人につき１台限り）

※前記の方が自動車を所有していない場合は、継続して日常的に介護している方の所有車でも可能（第１種の障害者に限る）
※レンタカー，知人の車など上記以外の車でも利用できますが、割引を受けるための申請が必要ですので、窓口でご相談ください

申請に必要な書類

・身体障害者手帳又は療育手帳
・自動車車検証
・運転免許証（本人運転の場合）
【ＥＴＣ利用の場合】
・ＥＴＣカード及びＥＴＣ車載器セットアップ証明書

★ＥＴＣカードは障害者本人名義１枚に限ります
２０歳未満は保護者・親権者・後見人名義でも可能ですが、２０歳になった後は、本人名義での再申請が必要です

※ＥＴＣを利用される方で、マイナポータルの登録をしている方は、オンライン申請が可能です。

【ご注意ください】
★割引には有効期限があり、継続利用する場合は、更新が必要です。
（有効期限２か月前から手続可能）
★自動車登録番号・住所など変更があった場合は、変更申請が必要です。

窓口：社会福祉課　TEL43-0409

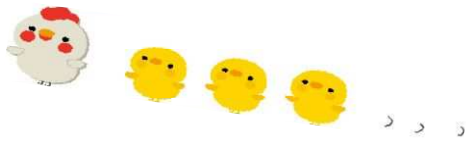

ＮＨＫ受信料の減免　身　知　精

対象者　**※申請が必要です**

全額免除	半額免除
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 のいずれかを所持する方の属する世帯で、世帯全員が市民税非課税の場合	①契約者が世帯主で、視覚又は聴覚障害の身体障害者手帳を所持する場合 ②契約者が世帯主で、身体障害者手帳Ⅰ・２級を所持する場合 ③契約者が世帯主で、療育手帳Ａ判定を所持する場合 ④契約者が世帯主で、精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級を所持する場合

申請に必要な書類　・障害者手帳，印鑑，ＮＨＫのお客様番号の分かるもの

【ご注意ください】
★申請される方は、ＮＨＫからの免除理由の確認調査に加東市が回答することに同意していただきます。世帯の状況が変わった場合等には、減免が受けられなくなることがあります。

窓口：社会福祉課　℡43-0409

携帯電話使用料の割引　身　知　精

障害者の社会参加を支援するため、基本使用料等の割引があります。各携帯電話会社により割引内容が異なります。

対象者　身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を所持する方

窓口：各携帯電話会社

電話番号案内　身　知　精

電話帳のご利用が困難な、視覚・上肢などの障害、知的障害、精神障害のある方は、無料で番号案内が利用できます。（※事前に登録が必要です。）

対象者

・身体障害者手帳（視覚障害１～６級）を所持する方
・身体障害者手帳（上肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の１・２級）を所持する方
・療育手帳を所持する方
・精神障害者保健福祉手帳を所持する方
※ＮＴＴのみ身体障害者手帳（聴覚障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害）を所持する方も対象となります

問い合わせ先：ＮＴＴ西日本⇒ふれあい案内　℡0120-104-174
ｅｏ光⇒スマイル案内　℡0120-944-950
その他の電話は、ご利用の電話会社にお問い合わせください

点字郵便等の郵便料の減免

点字のみを内容とする郵便物の表の左上（横長は右上）に「点字用郵便」と書き、開封したままお持ち込みください。重さが３kg まで無料となります。

窓口：各郵便局

青い鳥郵便はがき　身　知

対象となる方お一人につき、通常郵便はがき（無地、インクジェット紙又はくぼみ入りのうちいずれか１種類）２０枚の無料配布が受けられます。

対象者

・身体障害者手帳（１・２級）を所持する方
・療育手帳（Ａ判定）を所持する方

※手帳を持参してください
※受付期間がありますので、詳しくは郵便局にお問い合わせください

窓口：各郵便局

市営施設使用料の割引　身　知　精

施設名	対象者	割引率	問合せ先
東条福祉センター　とどろき荘	障害者手帳所持者	５割引	東条福祉センター　とどろき荘（TEL46-0912）
滝野温泉ぽかぽ	障害者手帳所持者	５割引	滝野温泉ぽかぽ　（TEL48-1126）
加東アート館	身体障害者手帳または療育手帳所持者	５割引	加東アート館　（TEL48-4915）

はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧施術利用券　身

高齢の方、身体障害者手帳を所持される方が、指定の施術所ではり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧を利用するときに、施術費の一部について助成を受けられます。

※毎年申請が必要です。

対象者　身体障害者手帳を所持する方で、市民税非課税又は均等割のみ課税の方
６５歳以上の方で、市民税非課税又は均等割のみ課税の方

内容及び利用期間　申請月から１か月あたり１枚の利用券（１回５００円）を交付
４月１日～翌年３月３１日（毎年４月更新）

窓口：高齢介護課　TEL43-0440

７．　自動車

対象障害について、下記のように標記します。
身体障害者：身　　知的障害者：知　　精神障害者：精　　難病患者等：難

身体障害者自動車運転免許取得費助成　身

身体障害者の就労と行動範囲の拡大を促進し、生活の自立向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。
※所得制限があります。
※自動車運転免許証取得日から６か月以内に申請する必要があります。
※事前に窓口でご相談ください。

助成額　免許取得に直接要した経費の３分の２以内（上限　１００，０００円）

対象者　加東市内に居住している方で、次の要件のいずれにも該当する方

①身体障害者手帳を所持し、自ら自動車を運転する方
②過去において、この制度による助成を受けたことがない方
③教習所において技能を習得し、運転免許を新規に取得した方

申請に必要なもの　自動車運転教習修了証明書（様式あり），運転免許証，身体障害者手帳

窓口：社会福祉課　℡43-0409

自動車改造費の助成　身

身体障害者が取得又は所有する自動車を改造する必要がある場合、その改造費を助成します。※事前に窓口でご相談ください。

助成額　操行装置及び駆動装置等の改造に要する費用(上限　１００，０００円)

対象者　上肢、下肢又は体幹機能障害者であって、次の要件のいずれにも該当する方

①就労に伴い、自らが所有し、運転する自動車を改造する必要がある方
②対象者又はその配偶者若しくは対象者の生計を維持する扶養義務者の所得額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

７．自動車

申請に必要なもの　身体障害者手帳，運転免許証，自動車車検証，見積書

改造後、自動車改造報告書（様式有り）、自動車車検証の写し、改造経費の請求書又は改造経費の明記された領収書の写し、改造箇所の写真を提出していただく必要があります。

窓口：社会福祉課　TEL43-0409

駐車禁止除外指定車標章の交付　身　知　精

駐車禁止除外指定車標章は、兵庫県内にお住まいの身体等に障害のある方（以下「身体障害者等」といいます。）へ兵庫県公安委員会が交付しています。

身体障害者等が現在使用中の車両に限り、道路標識等で指定した駐車禁止場所及び時間制限駐車区間で駐車することができます。

※対象となる障害者の種別及び等級など、交付基準については、事前に兵庫県警察ホームページ又はお近くの警察署にご確認ください。

申請に必要なもの
駐車禁止除外指定車標章交付申請書
障害者手帳及びその写し１部
標章の交付を受けようとする方の本人確認書類
（再申請の場合）現在持っている標章

※代理人による申請の場合は委任状、標章の交付を受けようとする方と代理人との関係がわかる書類及び代理人の本人確認書類が必要です。

窓口：加東警察署　TEL42-0110

兵庫ゆずりあい駐車場制度　身　知　精　難

障害のある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付します。

対象駐車施設　公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場で「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画

※利用証には有効期限があります。続けて利用される場合は、更新の申請が必要です。
（有効期限の月の前月から手続ができます。）

申請に必要なもの

障害者手帳，特定医療費受給者証，母子健康手帳，
介護保険被保険者証，医師の診断書･意見書等(傷病人の方)等，
身分証明書

※代理人による申請の場合は、代理の方の身分証明書が必要です。

対象者

・下の一覧に該当し、歩行が困難な方
・特定疾患医療受給者証をお持ちで、歩行が困難な方
・妊産婦の方　・傷病人の方　・高齢者の方（要介護１以上）

区　　分	障害の級別
視　　覚	１～４級
聴　　覚	２・３級
平　衡　機　能	３・５級
上　　肢	１・２級
下　　肢	１～６級
体　　幹	１～３・５級
上肢機能脳原性	１・２級
移動機能脳原性	１～６級
内部機能 （心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸）	１・３・４級
肝 臓 ・ 免 疫	１～４級
知　的　障　害	Ａ判定
精　神　障　害	１級
難　　病	特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者

窓口：加東健康福祉事務所監査・福祉課　TEL42-9361
　　社会福祉課　TEL43-0409

〈駐車区画案内標示〉

〈利用証〉

８．　補装具・日常生活用具

対象障害について、下記のように標記します。
身体障害者：身　　知的障害者：知　　精神障害者：精　　難病患者等：難

補装具の購入・借受け・修理　身　難

身体機能を補うための用具の購入・借受け・修理の費用を助成します。
自己負担額は原則１割です。

※事前の申請が必要です。窓口でご相談ください。
※所得制限があります。
※障害の種別や補装具の種類によっては該当しないものもあります。
※医療保険の対象（治療用装具）となる方や労災、介護保険等の認定を受けておられる、又は認定の対象となる方（他の法により補装具の給付等を受けることができる方）は、その制度が優先されます。

申請に必要なもの

・身体障害者手帳
・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード

※難病患者等の方は、必要な書類が異なりますので事前にご相談ください。

補装具一覧

障害別	補装具
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	車いす、電動車いす、歩行器、義肢、装具、姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置、歩行補助つえ（Ｔ字状・棒状のものを除く）
肢体不自由(18歳未満)	起立保持具、排便補助具
肢体不自由及び音声・言語障害	重度障害者用意思伝達装置

※１８歳以上の方は、兵庫県立身体障害者更生相談所(神戸市西区曙町 1070 番地)での判定が必要です（一部を除く）。
※１８歳未満の方は医師意見書が必要です（一部を除く）。
※補装具によって提出していただく書類が異なります。

窓口：社会福祉課　TEL43-0409

日常生活用具の給付　身　知　精　難

在宅の重度障害者（児）の日常生活の利便をはかるため、用具購入の費用を助成します。自己負担額は原則１割です。

※事前の申請が必要です。
※所得制限があります。
※障害の種別や用具の使い方等によっては該当しないことがあります。
※労災、介護保険等の認定を受けておられる方又は認定の対象となる方（他の法により給付等を受けることができる方）は、その制度が優先されます。

申請に必要なもの

・障害者手帳（用具の要件に該当するもの）
・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード

※難病患者等の方は、必要な書類が異なりますので事前にご相談ください。

窓口：社会福祉課　TEL43-0409

日常生活用具一覧

種目		障害		年齢	給付条件
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢・体幹	１・２級	—	—
		難病患者等			寝たきりの状態にある者
	特殊マット	下肢・体幹	１・２級	３～18歳未満	床ずれ防止又は失禁対策用 (18歳以上は常時介護を要する者)
			１級	18歳以上	
		難病患者等		—	寝たきりの状態にある者
	特殊尿器	下肢・体幹	１級	学齢児以上	常時介護を要する者
		難病患者等		—	自力で排尿できない者
	入浴担架	下肢・体幹	１・２級	学齢児以上	入浴に介助を要する者
	体位変換器	下肢・体幹	１・２級	学齢児以上	下着交換等に介助を要する者
		難病患者等		—	寝たきりの状態にある者
	移動用リフト *住宅改修を伴わないもの	下肢・体幹	１・２級	３歳以上	—
		難病患者等		—	下肢又は体幹機能に障害のある者
	訓練いす	下肢・体幹	１・２級	３歳以上	附属テーブルつき
	訓練用ベッド	下肢・体幹	１・２級	学齢児以上	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
		難病患者等		—	下肢又は体幹機能に障害のある者

８．補装具・日常生活用具

種目		障害		年齢	給付条件
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹		３歳以上	入浴に介助を要する者
		難病患者等		—	
	便器（手すり含む。） *住宅改修を伴わないもの	下肢・体幹	１・２級	学齢児以上	—
		難病患者等		—	常時介護を要する者
	頭部保護帽	知的・精神		—	てんかん発作により頻繁に転倒する者　*指定の意見書が必要
		下肢・体幹	１・２級		起立･歩行時に頻繁に転倒する者
	Ｔ字状・棒状の杖	下肢・体幹		—	歩行障害があり支持が必要な者
	移動・移乗支援用具 *住宅改修を伴わないもの	平衡・下肢・体幹		３歳以上	家庭内の移動等において介助を必要とする者
		難病患者等		—	下肢が不自由な者
	特殊便器 *住宅改修を伴わないもの	上肢	１・２級	学齢児以上	温水温風が足踏ペダルででるもの
		難病患者等		—	上肢機能に障害がある者
	火災警報器	身体	１・２級	18歳以上	火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 （障害者のみの世帯等）
		知的	A		
		精神	１級		
	自動消火器	身体	１・２級	18歳以上	火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 （障害者のみの世帯等）
		知的	A		
		精神	１級		
		難病患者等		—	
	電磁調理器	視覚	１・２級	18歳以上	障害者のみの世帯 又はこれに準ずる世帯
		知的	A		
		精神	１級		
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚	１・２級	学齢児以上	—
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚	１・２級	18歳以上	日常生活上必要と認められる者 (障害者のみの世帯等)
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓	３級以上	３歳以上	自己連続携行式腹膜灌流式(CAPD)による透析療法を行う者
	ネブライザー （吸入器）	呼吸器	３級以上相当	—	吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められる者
		難病患者等			呼吸器機能に障害のある者

種目		障害		年齢	給付条件
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	呼吸器	３ 級以上相当	—	—
		難病患者等			呼吸器機能に障害のある者
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器		—	医療保険における在宅酸素療法を行う者
	盲人用体温計(音声式)	視覚	１・２級	学齢児以上	視覚障害者が容易に使用しえるもの(視覚障害者のみの世帯等)
	盲人用体重計	視覚	１・２級	—	視覚障害者が容易に使用しえるもの(視覚障害者のみの世帯等)
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器	３級以上相当	—	人工呼吸器の装着が必要な者
		難病患者等			
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語・肢体		学齢児以上	発声・言語に著しい障害を有する者
	情報･通信支援用具	視覚・上肢	１・２級	学齢児以上	障害者向けの PC 周辺機器・ソフト
	点字ディスプレイ	視覚・聴覚の重度重複障害	視覚２級以上かつ聴覚２級	—	文字等のコンピュータ画面情報を点字等により示すことのできるもの
	点字器	視覚	１・２級	学齢児以上	—
	点字タイプライター	視覚	１・２級	—	就労・就学中又は就労が見込まれる者
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚	１・２級	学齢児以上	—
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚	１・２級	学齢児以上	—
	視覚障害者用拡大読書器	視覚		学齢児以上	本装置により文字を読むことが可能になる者
	電子ルーペ	視覚		学齢児以上	本装置により文字を読むことが可能になる者
	盲人用時計	視覚	１・２級	—	—
	聴覚障害者用通信装置（ファックス）	聴覚・発声・発語		学齢児以上	意思疎通、緊急連絡等に必要と認められる者
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚		—	本装置によりテレビの視聴が可能になる者
	人工喉頭	音声・言語		—	音声を発することが困難な者

８．補装具・日常生活用具

<table>
<tr><th colspan="2">種目</th><th colspan="2">障害</th><th>年齢</th><th>給付条件</th></tr>
<tr><td rowspan="5">情報・意思疎通支援用具</td><td>人工内耳体外部装置
（スピーチプロセッサ）</td><td colspan="2">聴覚</td><td>―</td><td>現に５年以上人工内耳を装用し買換えに医療保険が使えない者</td></tr>
<tr><td>人工内耳用充電池及び充電器</td><td colspan="2">聴覚</td><td>―</td><td>人工内耳装用者</td></tr>
<tr><td>人工内耳用空気亜鉛電池</td><td colspan="2">聴覚</td><td>―</td><td>人工内耳装用者</td></tr>
<tr><td>視覚障害者用ワードプロセッサ
(共同利用)</td><td colspan="2">視覚</td><td>学齢児以上</td><td>―</td></tr>
<tr><td>点字図書</td><td colspan="2">視覚</td><td>―</td><td>主に情報の入手を点字によっている者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">排泄管理支援用具</td><td>ストマ用装具等
（ストマ用品，洗腸用具）</td><td colspan="2">膀胱･直腸</td><td>―</td><td>ストマ造設者
（一時的な造設を除く）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">紙おむつ等
（紙おむつ、サラシガーゼ等衛生用品）</td><td rowspan="2">重度知的障害かつ
①、②のいずれかに該当する者</td><td>①脳原性運動機能障害</td><td rowspan="3">３歳以上</td><td rowspan="2">排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、自力でトイレに行くことができず、かつ自力で便座に座れない者</td></tr>
<tr><td>②肢体又は体幹機能障害２級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">高度排便排尿障害</td><td>二分脊椎による排尿・排便機能障害のある者、ストマの著しい変形のためストマ用装具を装着できない者</td></tr>
<tr><td>収尿器</td><td colspan="2">膀胱</td><td>―</td><td>排尿のコントロールが困難な者、尿路変更のストマを造設した者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅改修費</td><td rowspan="2">居宅生活動作補助用具
（設置に小規模な住宅改修を伴うもの）</td><td>下肢、体幹、脳原性運動（移動）機能障害</td><td>Ⅰ～３級</td><td>学齢児以上</td><td>※特殊便器の取替は上肢２級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">難病患者等</td><td>―</td><td>下肢又は体幹機能に障害のある者</td></tr>
</table>

※ ストマ用装具等、紙おむつ等、人工内耳用空気亜鉛電池は、２か月分ずつの申請になります。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

障害者総合支援法等の対象とならない小児慢性特定疾病児童等の日常生活を支援するため、日常生活用具購入の費用を助成します。

※世帯の課税状況に応じて自己負担額が異なります。

※事前の申請が必要です。

申請に必要なもの

・指定の医師診断書
・小児慢性特定疾病医療受給者証
・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード

給付用具一覧

便器	特殊便器	特殊マット	紫外線カットクリーム
特殊寝台	歩行支援用具	入浴補助用具	パルスオキシメーター
特殊尿器	体位変換器	車いす	ストマ装具(消化器系)
頭部保護帽	電気式たん吸引器	クールベスト	ストマ装具（尿路系）
ネブライザー	人工鼻	チューブ型包帯	

窓口：社会福祉課　TEL43-0409

軽・中度難聴児補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児を対象に、補聴器の購入費の一部を助成し、幼少期や学齢期の言語の獲得を支援します。

※事前の申請が必要です。詳しくは窓口でご相談ください。

対象児

・保護者が加東市内に住所を有する、１８歳となった年度末までの児童で、聴力が両耳とも 30 dB以上 70 dB未満、又は片耳が 70 dB未満
・補聴器により言語習得等一定の効果が期待できると指定自立支援医療機関の医師が判断した児童

窓口：社会福祉課　TEL43-0409

介護用品の給付

身

在宅で要介護４・５の認定を受けておられる方又は身体障害者手帳（肢体不自由の障害等級１・２級）の交付を受け、かつ障害支援区分５・６の認定を受けた重度障害者の方を介護されている家族に対し、紙おむつ・尿とりパッド等の介護用品を給付します。

※事前に申請が必要です。

※要介護認定については、高齢介護課にお問い合わせください。

※障害支援区分については、社会福祉課にお問い合わせください。

申請に必要なもの　・身体障害者手帳

窓口：高齢介護課　TEL43-0440

福祉用具・福祉車輌の貸出

障害者や介護者からの相談に応じて、貸出しを行います。

※障害者手帳をお持ちでない方もご利用いただけます。

貸出品（無料）

移動関連用品	車いす、福祉車輌（車いす対応）
生活関連用品	ベビーベッド

貸出期間　半年更新（必要に応じ電話又は来所にて手続きをしてください）

窓口：加東市社会福祉協議会　本部・社支部　TEL42-2006
滝野支部　TEL48-0800
東条支部　TEL46-0911

９． 在宅生活・介護支援等

対象障害について、下記のように標記します。
身体障害者：身　　知的障害者：知　　精神障害者：精　　難病患者等：難

訪問入浴サービス　身

介護保険の対象とならない重度の身体障害者で、自宅での入浴が困難な方に、移動入浴車で訪問し入浴サービスを提供します。

対象者

身体障害者手帳（１・２級）を所持する方で、介護保険の対象とならない方　※主治医が入浴を認めた方に限ります。

回数・利用料

・原則週１回　　※夏季（６～９月）は週２回まで
・利用料は、サービスにかかる費用の１割程度
（委託業者により異なります）

申請に必要なもの

・身体障害者手帳

窓口：社会福祉課　TEL43-0409

訪問看護利用料助成制度　身

加東市の福祉医療費受給者証の交付を受けておられる重度の身体障害者及び高齢期移行者の方が訪問看護を利用された場合に、自己負担額を補助します。

対象者

身体障害者手帳（１・２級）を所持する方及び高齢期移行者で、加東市の福祉医療費受給者証（重度障害者医療費受給者証・高齢期移行者医療費受給者証）の交付を受けている方

助成額

訪問看護療養費の自己負担額相当額

申請に必要なもの

・身体障害者手帳
・重度障害者医療費受給者証又は高齢期移行者医療費受給者証
・利用する訪問看護事業所の名称、所在地がわかるもの

窓口：社会福祉課　TEL43-0409

障害者総合支援法による障害福祉サービス

身　知　精　難

障害のある方が住み慣れた地域社会の中で自立して在宅生活を送れるよう「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」により支援します。

介護給付費等支給申請を行い、障害福祉サービス受給者証の交付を受け、指定支援事業者と契約を締結して、ホームヘルプや短期入所、施設支援等を利用することができます。

自己負担額は原則１割です。

※本人及び配偶者（児童の場合は世帯全員）の課税状況に応じて月額負担上限額が設定されます。

対象者

・身体障害者　　・知的障害者　　・精神障害者
・難病患者等の方
（障害者総合支援法の対象となる３７６疾病に罹患されている方）
・障害児
※介護保険の対象となる方は、介護保険サービスが優先されます。

申請に必要なもの

・お持ちの障害者手帳
※難病患者等の方は、診断書や特定医療費（指定難病）受給者証等、対象疾病に罹患していることが分かる書類
※手帳をお持ちで無い方は、障害によって必要なものが異なりますので、窓口までご相談ください。
・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
・障害年金の振込通知書もしくは通帳など、収入のわかるもの

サービス利用までの手続き

１ 相 談：社会福祉課へご相談ください。
２ 申 請：相談の結果、サービスが必要な場合は申請をしてください。
また、計画相談支援事業者にサービス等利用計画案の作成を依頼します。
３ 調 査：市の調査員が障害状況等についての調査を行います。
４ 認 定：調査結果をもとに、障害支援区分認定審査会で障害支援区分認定を行います。
※ただし、サービスによっては区分の判定が必要ないものもあります。
５ 決 定：障害支援区分や介護の状況、サービス等利用計画案をもとに市がサービス支給量を決定し、受給者証を発行します。
６ 契 約：市から受給者証が届いたら、その証を持って、サービスを利用したい指定支援事業者と利用に関する契約を結んでください。
７ 利 用：サービスの利用を開始します。

※障害支援区分とは

障害者の心身の状態等により支援給付の必要度を区分１～６の６段階で表します。
（数字が大きくなるほど必要度は高くなります。）
障害支援区分により、受けられるサービスが異なります。

サービスの内容

	サービスの種類	内　　容
介護給付	居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で入浴や排泄、食事の介助などをします。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。
	同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	重度障害者等 包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	短期入所 （ショートステイ）	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排泄、食事の介護などをします。
訓練等給付	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	就労移行支援や就労継続支援を利用する前に就労アセスメントを行うことで、より適切なサービスを選択できるよう、支援を行います。
	就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援 （A 型・B 型）	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	共同生活援助 （グループホーム）	地域で共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
	就労定着支援	就労に伴う障害者の生活面の課題についての相談や企業・自宅等への訪問・連絡調整・指導助言を行います。
	自立生活援助	一人暮らしを希望する障害者の生活を支援するため、一定期間にわたって巡回訪問し、相談や指導を行います。

窓口：社会福祉課　TEL43-0409

児童福祉法による障害児通所支援サービス

障害のある児童がその特性に応じた指導や訓練を受けられるよう支援します。
自己負担額は原則１割です。
※世帯の所得課税状況に応じて上限額が設定されます。

対象者

・身体障害者手帳を所持する児童
・療育手帳を所持する児童
・精神障害者保健福祉手帳を所持する児童
・その他、障害があると認められる児童

申請に必要なもの

お持ちの手帳や利用するサービスによって必要なものが異なりますので、窓口までご相談ください。

サービス利用までの手続き

１ 相 談：社会福祉課へご相談ください。
２ 申 請：社会福祉課の窓口で障害児通所給付費の申請をしてください
（サービス等利用計画案*が必要です）。
＊サービス等利用計画案は、計画相談支援事業所に作成を依頼します。
３ 調 査：市の調査員が児童の心身の状況や日常生活に関することをお伺いします。
４ 決 定：調査結果やサービス等利用計画案をもとに、市が給付を決定します。
５ 契 約：市から通所受給者証が発行されますので、その証を持って利用を希望する通所施設又は通所事業所と契約を結んでください。
６ 利 用：サービスの利用を開始します。

サービスの種類	内　　容
児童発達支援	未就学の発達の遅れや障害のある児童に、日常における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の児童に、授業終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を図ります。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

窓口：社会福祉課　TEL43-0409

居宅生活支援事業

身　知　精　難

移動支援	屋外での移動が困難な視覚障害者（児）、全身性障害者（児）、知的障害者（児）や難病の方に対し、社会生活上不可欠な外出や社会参加のための外出を支援するため、ヘルパー派遣を行います。
日中一時支援	日常的に介護している家族の病気や一時的な休息のため、施設において短時間の介護を行います（一時預かり）。

負担額

自己負担は原則１割です。
本人及び配偶者（児童の場合は世帯全員）の所得課税状況に応じて上限額があります。

窓口：社会福祉課　TEL43-0409

手話通訳派遣事業・要約筆記者派遣事業

身

手話通訳派遣事業	聴覚障害者等と手話言語によるコミュニケーションを必要とする時に、事前申請により手話通訳者を利用できる制度です。原則として自己負担はありません。
要約筆記者派遣事業	聴覚障害者等が、通院や公的機関等へ手続きなどのために外出するときに、事前申請により要約筆記者（筆談による通訳）を利用できる制度です。原則として自己負担はありません。

※原則として**利用の１週間前まで**に窓口へ申し込んでください（Fax 可）。

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

身

失語症者の社会参加の促進を図ることを目的に、失語症者向け意思疎通支援者を派遣して、外出同行やコミュニケーションの援助を行います。

※事前に利用登録が必要です。
※利用登録のうえ、派遣を希望する日から３週間前までに申請してください。

申請に必要なもの

身体障害者手帳又は医師の診断書
リハビリテーション実施計画書等
（失語症であると認められる記載があるもの）

窓口：社会福祉課　TEL43-0070・**Fax** 42-6862

日常生活自立支援事業　知　精

在宅の知的障害、精神障害で判断能力に不安がある方を対象に、日常生活費の金銭管理などの支援を行います。

内容　日常生活費の金銭管理・福祉サービスの利用援助・預金通帳等の預かり

利用料　１時間　１，０００円（生活保護世帯は免除）

窓口：加東市社会福祉協議会　本部・社支部　TEL42-2006
滝野支部　TEL48-0800
東条支部　TEL46-0911

緊急通報システム事業　身

おおむね６５歳以上の高齢者、ひとり暮らしの重度身体障害者等が、急病、災害等の緊急時に、ボタン一つでコールセンターに通じる専用の通報装置を設置し、安心・安全な暮らしができるよう支援するシステムです。　※制度の利用には申請が必要です。

対象者
- おおむね６５歳以上のひとり暮らしの高齢者
- 高齢夫婦世帯
- ひとり暮らしの重度身体障害者等で、市から貸与する通報装置の操作が可能な方

設置負担額　無料　※設置後の利用料は加東市が負担します。

窓口：高齢介護課　TEL43-0440

避難行動要支援者名簿への登録

災害時の避難の際、障害等により１人で避難できないなど何らかの支援を必要とする方は、「避難行動要支援者名簿」に登録していただくことで、平常時の見守りや災害発生時の救援を円滑に行うことができます。

対象者

・身体障害者手帳１・２級所持者
・療育手帳Ａ判定所持者
・精神障害者保健福祉手帳１級所持者
・要介護認定者で要介護３～５の方
・単身・高齢世帯、難病患者、災害時の避難行動に特別な配慮や支援を要するとして自ら申し出た方

登録方法

福祉総務課・社会福祉課・高齢介護課へ申し出てください。

※災害時には、消防、警察、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会等の避難支援関係者へ名簿が提供され、円滑な支援に役立てられます。
※平常時の見守りは、希望された方のみ名簿情報が上記の関係者に提供されます。

窓口：福祉総務課　℡43-0408

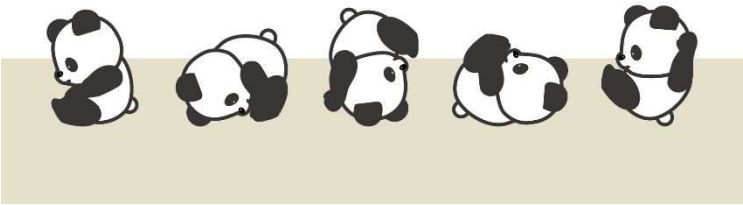

NETＩＩ９緊急通報システムへの登録

「NETII9 緊急通報システム」は、聴覚または音声・言語障害などの障害により、電話によるＩＩ９番通報が困難な方が、ＧＰＳ機能のあるスマートフォンなどを使って、自宅や外出先から簡単な操作で、「火事」や「救急」の通報ができるシステムです。登録を希望される場合は、登録申請が必要です。

対象者

聴覚又は音声・言語機能の障害や病気があって、電話によるＩＩ９番通報が困難な方

※障害者手帳の保有の有無は問いません

登録方法

登録は、窓口申請（申請書を提出する方法）となります。

窓口申請　申請書に必要事項を記入して提出してください。
申請書は、加東市社会福祉課の窓口または北はりま消防組合ホームページからダウンロードできます。

窓口：**北はりま消防本部　警防部情報管理課　℡48-0119，Fax48-3149**
メールアドレス：fd_johokanri@kitaharima119.net
社会福祉課　℡43-0070，Fax42-6862
メールアドレス：shogai-fukushi@city.kato.lg.jp

１０．　サービス利用料

利用者負担額の上限

障害福祉サービスおよび補装具にかかる月ごとの利用者負担は、世帯の所得に応じて、上限額が決められていて、負担が大きくならないようになっています。

世帯を判断するときの世帯の範囲

障害児 （施設に入所する１８，１９歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯
１８歳以上の障害者 （施設に入所する１８，１９歳を除く）	障害者本人とその配偶者

障害児の利用者負担

区　分	世帯の収入状況		負担上限額 （月額）
生活保護	生活保護受給世帯の人		０円
低所得	市町村民税非課税世帯の人		０円
一般１	市町村民税課税世帯の人 （所得割２８万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	４，６００円
		入所施設利用の場合	９，３００円
一般２	上記以外		３７，２００円

※同一世帯に障害児が複数いる場合でも、合算した利用者負担額が１人分の負担上限額までとなるように軽減します。

多子減免措置

就学前の障害児通所支援利用児童について、対象児童の未就学の兄・姉（市民税所得割の合算額が 77,101 円未満の世帯については、年齢を問いません）が幼稚園や保育所等に通っている、もしくは障害児通所支援を利用している場合、利用者負担額が軽減されます。

就学前の障害児通所支援利用者負担の無償化

令和元年 10 月から、３歳から５歳までの障害児通所支援の利用者負担が無償化されました。対象となる期間は、満３歳になって初めての４月１日から、小学校入学までの３年間です。

１０．サービス利用料

障害者の利用者負担

区　分	世帯の収入状況	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯の人	０円
低所得	市町村民税非課税世帯の人	０円
一般１	市町村民税課税世帯の人（所得割１６万円未満） ●入所施設利用者（２０歳以上）、グループホーム利用者を除く	９，３００円
一般２	上記以外	３７，２００円

補装具費の利用者負担

区　分	世帯の収入状況	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯の人	０円
低所得	市町村民税非課税世帯の人	０円
一般	市町村民税課税世帯の人	３７，２００円

高額障害福祉サービス等給付費

同じ世帯に障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や、一人で複数のサービスを利用する場合など、世帯における１か月の利用者負担の合計が基準額を超える場合、申請により超過した金額が還付されます。詳しくは、窓口までお問い合わせください。

窓口：社会福祉課　TEL43-0409

１１．　助成金・貸付金

住宅改造・改修の助成

日常生活に介護を要する高齢者や身体障害者が、住みなれた家で安心して健やかな生活を送れるように、住宅を改造・改修する費用を助成します。

※改造・改修前に申請が必要です。

※所得や障害種別・等級、改造・改修箇所によって対象にならない場合もあります。

※詳細は下記までお問い合わせください。

窓口：社会福祉課　℡43-0409
　　高齢介護課　℡43-0440

生活福祉資金

他制度の利用がむずかしい低所得者・障害者・高齢者世帯の生活を支えるとともに、在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。借り入れの相談時から償還完了に至るまでの間、社会福祉協議会やお住まいの地域を担当する民生委員・児童委員がさまざまな課程で援助・助言を行う場合があります。

※使途（資金の目的）によって対象にならない場合もあります。

詳細は窓口までお問い合わせください。

窓口：加東市社会福祉協議会　本部　℡42-2006

在宅重度障害者（児）生活環境改善資金貸付　（兵庫県手をつなぐ育成会）（兵庫県身体障害者福祉協会）

日常生活動作及び介護を容易にするため、家屋の玄関・浴室・便所・居室等の改善に必要な資金を貸し付けます。

貸付金額　１件　　１００万円以内	
対象者	１．身体障害者手帳の所持者でその障害の程度が１・２級の方又は保護者 ２．療育手帳の所持者であって、総合判定Ａの方又は保護者 ３．その他前各号に準ずる重度の障害者又は保護者で、知事が特に認めた方
要件	１．県内に引き続き６か月以上居住している方 ２．資金の調達が困難であり、事業計画が貸付目的に適合していると認められる方 ３．償還が確実と認められる方
対象経費	１．重度障害者が、生活するのに適した構造に住宅を改修、改築するのに要する経費 ２．保護者が重度障害者を介護するのに適した構造に住宅を改修、改築するのに要する経費 ３．重度障害者が毎日気持ち良く生活できるとともに、保護者の日常の介護をしやすくするための経費 ４．その他、特に必要と認める経費
貸付条件	貸付利息　無利息 据置期間　６か月間 償還期限　措置期間経過後６年以内 償還方法　割賦による均等償還 その他　　２人以上の確実な連帯保証人が必要

＜借入の申込方法＞

借入申込書に下記の必要書類を添えて、療育手帳所持者は知的障害者相談員を通じ、**兵庫県手をつなぐ育成会（TEL078-242-4644）**へ、身体障害者手帳所持者は身体障害者相談員を通じ、**兵庫県身体障害者福祉協会（TEL078-242-4620）**へ申し込んでください。

・事業計画書（様式第２号）
・見積書、見取図（改造前・改造後）＊改造前の状況については写真添付
・住民票（家族全部のもの）
・その他理事長が必要と認めた書類

１２．　その他のサービス

ヘルプマーク・ヘルプカードの交付

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方からの援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。※障害者手帳の有無は問いません。

ヘルプマーク（タグ）

○シリコン製のタグでカバンなどにつけて使います

ヘルプカード

○名刺サイズのカードのようになっており、配慮等必要な場面で提示して使います。

※交付にあたり、料金・手数料は無料ですが、１人１個（枚）までに限っています。
（マーク・カード１つずつまで同時に交付可能。）

窓口：社会福祉課　TEL43-0409

１３．　市内の事業所等

就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所や生活介護事業所、共同生活援助事業所等「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づくサービスや、児童発達支援、放課後等デイサービス等「児童福祉法」に基づくサービスの利用には、**障害福祉サービス受給者証・通所受給者証**が必要です。お持ちでない場合は、窓口へご相談ください。

窓口：加東市障害者相談支援センター　**TEL42-0806**
社会福祉課　**TEL43-0409**

計画相談支援

さまざまな障害のある方々が、障害福祉サービスを利用して、地域で安心して自分らしく暮らしていくための利用計画を立て、障害者（児）の自立と社会参加を支援します。

利用方法　電話、来所、訪問にて相談を受け付けています。
※来所される場合は事前に各事業所へ連絡をお願いします。

事業内容　相談に応じて必要な情報提供やアドバイスをし、その方に合った障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画を作成します。

事業所名	項目	内容
加東市障害者相談支援センター　つむぎ	住所	社 25　ラポートやしろ２階
	連絡先	42-0806（FAX：42-0807）
	運営主体	社会福祉法人　でんでん虫の会
わかあゆ園障害者（児）相談支援事業所	住所	下滝野 1283-1
	連絡先	48-3074
	運営主体	北播磨こども発達支援センター事務組合　わかあゆ園
まある	住所	下滝野３丁目 175
	連絡先	20-2723（FAX：48-0019）
	運営主体	特定非営利活動法人　Cielo
あらた相談支援事業所	住所	東垂水 284 番地 1
	連絡先	070-1850-1007（FAX：050-3730-0639）
	運営主体	一般社団法人　Mys
相談支援事業所チャレンジ・サポート	住所	山国 1949-39
	連絡先	080-6167-5095（FAX：0795-27-9493）
	運営主体	合同会社チャレンジ・ベース

就労継続支援Ｂ型

一般企業への就職が難しい障害のある方に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを供与することを目的としています。

事業所名	項目	内容
でんでん虫の家	事業内容	クッキーの製造と販売 公共施設等の清掃作業 内職作業（箱折り・シール貼り等） 施設外就労
	住所	吉井 610-7
	連絡先	46-2070（Fax：20-1991）
	運営主体	社会福祉法人　でんでん虫の会
パン工房 カラコル	事業内容	クッキー・パンの製造と販売
	住所	吉井 768-5
	連絡先	20-1990（Fax：20-1990）
	運営主体	社会福祉法人　でんでん虫の会
地球のなかま	事業内容	軽作業 野菜作り・販売
	住所	山国 2032-14
	連絡先	38-7888（Fax：38-7522）
	運営主体	特定非営利活動法人　地球のなかま
Cielo（シエロ）	事業内容	内職作業（箱折り・アルミ製品の加工・封入等） 自主製品の販売（くるみボタン・ポチ袋等）
	住所	下滝野３丁目 175
	連絡先	48-0018（Fax：48-0019）
	運営主体	特定非営利活動法人　Cielo
plena(プレナ)	事業内容	内職作業（箱折り・アルミ製品の加工・封入等） 自主製品の販売（くるみボタン・ポチ袋等）
	住所	穂積 675 番地の１
	連絡先	48-0018（Fax：48-0019）
	運営主体	特定非営利活動法人　Cielo

１３．市内の事業所等

事業所名	項目	内容
彩光	事業内容	釣り具・漁具の加工 台所用アルミ製品の加工 水道管継手のシール貼り 文房具（スタンプ台等）の組立 箱折り・組立
	住所	天神 363-1　ハリマビル２階
	連絡先	47-2515（Fax：20-0014）
	運営主体	一般社団法人　虹彩
つつじ会作業所	事業内容	草刈刃の箱入れ 安全バーの仕上げ おからケーキの製造販売等 調理実習
	住所	家原 813-1
	連絡先	42-4966（Fax：21-9028）
	運営主体	特定非営利活動法人 つつじ会
ツナガリ	事業内容	あげいも・フレッシュジュースの製造販売 食堂運営 軽作業・農作業等
	住所	社 160-2
	連絡先	27-7222（Fax：27-7222）
	運営主体	合同会社　ツナガリ
かのん	事業内容	混ぜご飯販売 ギフトセット内職 アップサイクルアクセサリー制作販売 給食づくり 草引き等の清掃 ＩＴ関連修理 無農薬野菜の栽培・販売
	住所	社 1487-2　106 号室
	連絡先	42-7755（Fax：27-8881）
	運営主体	一般社団法人　つばめ会

就労選択支援

就労移行支援や就労継続支援を利用する前に、就労アセスメントを行うことで、より適切なサービスを選択できるようにサポートを行います。

事業所名	項目	内容
eli	住所	下滝野 582-5
	連絡先	48-1381（Fax：48-1385）
	運営主体	特定非営利活動法人　Cielo

生活介護

常時介護等を必要とする障害のある方が安定した生活を営めるように、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援を事業所にて提供します。

事業所名	項目	内容
あっと	住所	社 25　ラポートやしろ１階
	連絡先	46-1887（Fax：46-1888）
	運営主体	社会福祉法人　でんでん虫の会
くりえいと	住所	社 25　ラポートやしろ２階
	連絡先	42-8588（Fax：42-0807）
	運営主体	社会福祉法人　でんでん虫の会
ともに	住所	下滝野 1283-1
	連絡先	21-9063（Fax：21-9064）
	運営主体	特定非営利活動法人　つつじ会

共同生活援助

地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある方が、夜間や休日の共同生活を行う事業所です。

事業所名	項目	内容
厚生寮	住所	北野 713
	連絡先	48-3208（Fax：48-4606）
	運営主体	医療法人 尚生会（加茂病院）
ケアホーム　あんも	住所	吉井 777-1
	連絡先	46-1552（Fax：46-1552）
	運営主体	社会福祉法人 でんでん虫の会
マイマイＨＯＵＳＥ	住所	横谷 679-1
	連絡先	47-2655（Fax：47-2655）
	運営主体	社会福祉法人　でんでん虫の会
りんでんの家	住所	永福 560-133
	連絡先	20-6380
	運営主体	一般社団法人 無価宝珠会
グループホーム ソレイユ社	住所	社 74-2
	連絡先	0794-60-7537（Fax：0794-60-7538）
	運営主体	株式会社ひまわり
グループホーム コロポックル壱番館	住所	ひろのが丘 3-12
	連絡先	0795-20-3676（Fax：0795-20-8201）
	運営主体	楽笑合同会社
ヒノエライフ	住所	下滝野１丁目 63
	連絡先	0795-20-2368（Fax：0795-20-2473）
	運営主体	ヒノエライフ株式会社

訪問系サービス

自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などを行います。また、通院や外出時の支援を行います。

事業所名	項目	内容
加東市社会福祉協議会訪問介護事業所	事業内容	居宅介護（家事援助・身体介護・通院介助） 重度訪問介護、同行援護、移動支援サービス
	住所	社 25
	連絡先	21-9024（Fax：43-0450）
	運営主体	加東市社会福祉協議会
Get 訪問介護　岡本	事業内容	居宅介護、重度訪問介護
	住所	岡本 1538
	連絡先	40-8388（Fax：40-8389）
	運営主体	株式会社 GET
訪問介護ステーションきらっと	事業内容	居宅介護
	住所	天神 535
	連絡先	20-2191（Fax：20-4175）
	運営主体	特定非営利活動法人　和はは

地域活動支援センター

障害のある方が、地域で自立した日常生活、社会生活を送ることができるように、創作的活動・生産活動の場の提供と社会との交流を図ることを目的に活動しています。

事業所名	項目	内容
アルファ作業所	事業内容	紙管のりづけ、箱折り、 清掃作業の受託、マット織り、 手芸品の製作、野菜・しいたけ栽培 釣り針の内職作業
	住所	社 482-1
	連絡先	42-7947（Fax：42-7947）
	運営主体	特定非営利活動法人　ポプラ

日中一時支援

日常的に介護している家族の病気や一時的な休息のため、施設において短時間の介護を行います（一時預かり）。

事業所名	項目	内容
日中一時　たごころ	住所	社 25　ラポートやしろ１階
	連絡先	46-1887（Fax：46-1888）
	運営主体	社会福祉法人 でんでん虫の会

児童発達支援

未就学の発達の遅れや障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。

事業所名	項目	内容
つばめ会	住所	社 659
	連絡先	42-8655（Fax：42-8655）
	運営主体	一般社団法人　つばめ会
わかあゆ園	住所	下滝野 1283-1
	連絡先	48-3074（Fax：48-0671）
	運営主体	北播磨こども発達支援センター事務組合　わかあゆ園

保育所等訪問支援

発達の遅れや障害のある児童生徒に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

事業所名	項目	内容
わかあゆ園	住所	下滝野 1283-1
	連絡先	48-3074（Fax：48-0671）
	運営主体	北播磨こども発達支援センター事務組合　わかあゆ園
こすもす園	住所	福吉 180
	連絡先	38-8480（Fax：38-8479）
	運営主体	株式会社　ふたばこどもセンター

放課後等デイサービス

就学中の発達の遅れや障害のある児童生徒に、授業終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を図ります。

事業所名	項目	内容
こすもす園	住所	福吉 180
	連絡先	38-8480（Fax：38-8479）
	運営主体	株式会社　ふたばこどもセンター
CieloKids　滝野	住所	下滝野３丁目 175
	連絡先	48-0018（Fax：48-0019）
	運営主体	特定非営利活動法人　Cielo
つばめ会	住所	社 659
	連絡先	42-8655（Fax：42-8655）
	運営主体	一般社団法人　つばめ会
闘竜舎	住所	社 1487-1
	連絡先	27-8881（Fax：27-8881）
	運営主体	一般社団法人　つばめ会
クラージュ	住所	岡本 1561
	連絡先	20-4300（Fax：20-4300）
	運営主体	一般社団法人　つばめ会
ふらっぷ ふらっぷねくすと	住所	社 1126-1　やしろショッピングパーク Bio　２階
	連絡先	27-8730（Fax：27-8750）
	運営主体	一般社団法人　CYP
はばたき	住所	上滝野 2129
	連絡先	20-6394（Fax：20-6394）
	運営主体	合同会社　結
チャレンジ・キッズ加東	住所	山国 1949-39
	連絡先	27-9493
	運営主体	合同会社チャレンジ・ベース

北播磨こども発達支援センター事務組合　わかあゆ園

専門医（小児神経科医）による診療や各療法（理学療法、作業療法、言語療法）、少人数での障害特性に応じた保育を行い、生活習慣の確立や社会性を育み、地域で楽しく主体的に過ごせるように支援します。

保護者との通園を基本として、子育てに対する不安や疑問（お子さんへの関わり方や配慮点、介助の方法など）について、一緒に考えながらより良い親子関係を築けるように支援します。

また、保育所等訪問支援、障害児相談支援・特定相談支援、外来診療・各療法を行っています。

利用手続

わかあゆ園まで、お気軽にお問い合わせください（支援内容の説明や体験保育、施設見学をお受けしています）。
児童発達支援、保育所等訪問支援を希望される場合は、社会福祉課に申請が必要です（相談支援事業所を決定し、利用計画の作成・提出が必要です）。

窓口：社会福祉課　℡43-0409
　　わかあゆ園　℡48-3074

精神保健福祉交流サロン

精神障害者や心に悩みをお持ちの方が、気軽に参加して、おしゃべり、音楽鑑賞、ゲームなどを楽しみ、自由な時間を過ごすことができます。ボランティアグループ等が運営しています。**はじめて参加を希望される方は、事前に問い合わせ先に連絡をお願いします。**

名称	実施日	場所	問い合わせ先
やすらぎるーむ	毎月第４金曜日	社福祉センター	精神保健福祉交流サロン サロン・ド・たきの **※開催場所は状況により別会場（東条）での実施も検討します。** 加東市ボランティアセンター ℡42-2006
咲（ＳＡＫＩ）	毎月第２・４・５木曜日	社福祉センター	精神保健福祉交流サロン　咲 加東市ボランティアセンター ℡42-2006
にじいろＲＯＯＭ	毎月第１金曜日	社福祉センター	加東市障害者相談支援センターつむぎ　℡42-0806

２０２６（令和８）年６月発行
発行　**加　東　市**
兵庫県加東市社５０
加東市健康福祉部社会福祉課
TEL　0795－43－0409（直通）